

全国社会福祉法人経営者協議会

モデル定款Ⅱ

(会計監査人設置法人・租税特別措置法第 40 条特例適用法人)

特徴①：会計監査人に関する必要事項を記載

特徴②：租税特別措置法第 40 条を適用する場合に必要な記載事項を記載

(**緑字**部分が租税法第 40 条関連)

特徴③：事務負担軽減のためのポイントを記載

《》内は、法人の判断により定める内容である

《α、β》は選択肢の例である。また、各項目のα、βは連携していないため、項目ごとにどちらかを選択する。
なお、全国経営協として、推奨するものを基本的にはαとしている（数字などはその限りではない）。

〈〉内は、法人によっては不要

〔所轄庁〕については、各法人の所轄庁を記載する

【支援ツール：〜〜参照】は、会員法人 MY ページ内の支援ツールを参照

厚生労働省 定款例における記載事項の種類

○必要的記載事項（直線） →必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項等） ※内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。

○相対的記載事項（点線） →必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項

○任意的記載事項 →法令に違反しない範囲で任意に定めることができる事項

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
社会福祉法人定款 社会福祉法人▲▲▲▲定款 第一章 総則 （目的） <u>第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、《多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること》を目的として、次の社会福祉事業を行う。</u> 《例： （１） 第一種社会福祉事業 （イ） 障害児入所施設の経営 （ロ） 特別養護老人ホームの経営 （ハ） 障害者支援施設の経営 （２） 第二種社会福祉事業 （イ） 老人デイサービス事業の経営 （ロ） 老人介護支援センターの経営 （ハ） 保育所の経営 （ニ） 障害福祉サービス事業の経営 （ホ） 相談支援事業の経営 （ヘ） 移動支援事業の経営 （ト） 地域活動支援センターの経営 （チ） 福祉ホームの経営 》 （名称） <u>第二条 この法人は、社会福祉法人▲▲▲▲という。</u> （経営の原則） 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。 ２ この法人は、地域社会に貢献する取組として、《日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者》を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。 （事務所の所在地） <u>第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。</u> <u>〈 ２ 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。〉</u> 第二章 評議員 （評議員の定数） <u>第五条 この法人に評議員〇名以上〇名以内を置く。</u>	◆ 解説 ☆ ポイント ※ 注釈 ◎ 現行（H28 年度まで）の定款通り ◎ 現行通り ◆ 各法人の理念に基づいて定める ※ 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする ◆ 各法人の実施事業に基づいて定める ◆ 複数法人連携での公益的取り組みが、第 2 種社会福祉事業とされている場合は、列挙すること ◎ 現行通り ◎ 現行通り ◆ 法第 24 条第 2 項を踏まえた条文 ☆ 法人の取り組みに基づいて定める。しかし、対象や事業を限定すると、柔軟な取り組みができないので、事業を限定する必要はない ☆ 必要的記載事項ではないが、経営協では、「地域における公益的な取組」は社会福祉法人が自主的に積極的に行うべきものであると考えるため、記載すべきと考える ◎ 現行通り 【支援ツール：役員・評議員の選任等にかかる解説 参照】 ◆ 理事定数＋ 1 名以上（法 40 条第 3 項） ・ 定款は法人の実態を反映するものであるので、実態と大

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
(評議員の選任及び解任) 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。 2 評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。 (評議員の資格) 第七条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。 (評議員の任期) 第八条 評議員の任期は、選任後《α 4 年 β 6 年》以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 《α》 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するま	きく乖離しない内容を記載する ☆ 確定数とすることも可能 - ただし、定款で定めた下限数を割った場合には、新たな評議員の選任が必要となり新たな評議員が決まるまでは、辞任した評議員が権利義務を有することになる ☆ 第一四条第 4 項で定める決議の省略には、評議員全員の同意の意思表示が必要なため、確定数とした場合、一人が辞任すると、その辞任した評議員の同意の意思表示も必要となり、決議の省略が困難になる。従って 8 名以上の評議員を選任する予定の法人が、確定数とすることにメリットはない ◆ 評議員の員数を欠くことに備えて補欠の評議員を選任することができる（Q&A 問 34） ※ 補欠の評議員を選任する場合、以下を参照 2 前項で定めた評議員の員数を欠くことに備え、補欠の評議員○名を置く。 ◆ 租特法第 40 条適用に必須 ◆ 外部委員 1 名以上を含む、最低 3 名以上で構成する（Q&A 問 11） ◆ 監事、事務局員は委員としないことも可能（Q&A 問 9） ◆ 事務局員を職員と定めてもよい（定款 Q&A 問 3） ◆ 理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項） ☆ 外部委員に対する定めは、「中立的な立場にあるもの」以外の規定はない ◆ 外部委員 1 名であっても外部委員の出席及び賛成を条件とすること（定款 Q&A 問 4） ◆ 租特法第 40 条適用に必須 - 現行（～H27 年度）の租特法第 40 条適用条件と同様 - 例えば評議員 7 名の A 法人で、B 法人の理事 2 名、C 法人の理事 2 名、評議員の 6 親等の親族 1 名を選任とした場合、社会福祉法上は問題ないが、租特法第 40 条の適用は受けられない（租特法の場合、親族＝6 親等以内、特殊の関係がある者＝ある他法人の役職員 2 名以上、となり、それらの者の“合計数”が評議員総数 3 分の 1 を超えてはならないため） ◆ 6 年まで伸長することができる（法第 41 条第 1 項） ☆ αの方が、評議員全員の任期が同一になるため、事務処理上の負担が少ない

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
で、なお評議員としての権利義務を有する。 β 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。≫ <u>（評議員の報酬等）</u> 第九条 評議員に対して、≪α評議員 1 人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。β報酬は支給しない。≫ <u>第三章 評議員会</u> （構成） 第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。 （権限） 第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。 （1） 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任 （2） <u>理事及び監事の報酬等の額</u> （3） 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 （4） 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認 （5） 定款の変更 （6） 残余財産の処分 （7） 基本財産の処分 （8） 社会福祉充実計画の承認 （9） <u>事業計画及び収支予算</u> （10） <u>臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）</u> （11） <u>公益事業・収益事業に関する重要な事項</u> （12） <u>解散</u> （13） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 （開催） 第十二条 評議員会は、定時評議員会として≪α毎会計年度終了後 3 ヶ月以内 β毎年度〇月≫に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。	【支援ツール：社会福祉法人役員、評議員の報酬等に関する基準策定にむけて 参照】 ◆ <u>租特法第 40 条適用に必須</u> ◆ 法人の支給基準を定める必要がある ☆ 金額を示さなければならないが、定款例のように、評議員全体での総額を示すと、評議員の定数に変更（定員増）があった際に、定款にそぐわない可能性が出てくるため、一人あたりの上限額を定めるとよい ☆ 実際は支給基準において法人で詳細を定めればよいため、定款上は、臨時で評議員会を開催しても、評議員に報酬を支給することができる額を記載しておく ☆ 基本的には無報酬だが、臨機に支払う可能性がある場合（評議員会への出席については無報酬だが、それ以外で報酬を支払う可能性がある場合）は、αのように、支給の基準を定め、基準に従って無報酬とした方がよい ◆ 費用弁償（交通費、宿泊費、日当（旅費に相当するもの）等）については報酬等に含まれない。ただし、お車代など名目に係わらず実質相当額を超える場合は、実質的に報酬に該当するものであり、役員報酬に含まれる（Q&A 問 45） ◆ 本モデル定款に沿って第二四条のαを選択した場合は、（2）は必須 ◆ （9）～（12）は租特法第 40 条適用に必須 ※ <u>公益事業・収益事業を行う法人に限る</u> ◆ 定時評議員会は、4 月から 6 月の範囲で開催することとなる ☆ 年度によって、開催月が異なる可能性がある場合は、α

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
(招集) 第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 (決議) 第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 (1) 監事の解任 (2) 定款の変更 (3) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 ≪α議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は β出席した評議員及び理事は≫、前項の議事録に ≪α記名押印 β署名≫する。 <u>第四章 役員及び会計監査人並びに職員</u> <u>(役員及び会計監査人の定数)</u> <u>第一六条 この法人には、次の役員を置く。</u> <u>(1) 理事 ○名以上○名以内</u>	でよい ☆ 租特法第40条適用を受ける場合、事業計画・収支予算の評議員会による承認が必要なため、年度末に評議員会を開催する必要がある ◆ 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる（法第45条の9第2項） ◆ 租特法第40条適用に必須 ◆ 過半数を上回る規定も可能（法第45条の9第6項） ◆ 3分の2を上回る規定も可能（法第45条の9第7項） ◆ 記名押印について、法規定はないが、原本であることを明らかにし、改ざん防止の観点から、記名押印をすることが望ましい（Q&A問25） ◆ 記名押印ではなく、署名とする規定も可能 - 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印することとしても差し支えない（備考） ◆ 議長の選任方法は任意であるが、選任方法については細則等で定めることが望ましい ◆ 理事は6名以上（法44条第3項） - 定款は法人の実態を反映するものであるもので、実態と大きく乖離しない内容を記載する ◆ 定款で定めた理事の員数（下限数）の3分の1を超える者がかけたときは遅滞なく補填しなければならない（法第45条の7） ☆ 確定数とすることも可能 - ただし、定款で定めた下限数を割った場合には、新たな理事の選任が必要となり新たな理事が決まるまでは、辞任した理事が権利義務を有することになる

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
(2) 監事 ○名以内 2 理事のうち1名を理事長とする。 (3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。) 4 この法人に会計監査人を置く。 (役員及び会計監査人の選任) 第一七条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。 2 ≪α理事長 β理事長及び業務執行理事≫は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (役員の資格) 第一八条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事	☆ 第二九条第2項で定める決議の省略には、理事全員の同意の意思表示が必要なため、確定数とした場合、一人が辞任すると、その辞任した理事の同意の意思表示も必要となり、決議の省略が困難になる。従って7名以上の理事を選任する予定の法人が、確定数とすることにメリットはない ◆ 理事は、役員数を欠くときに備えて補欠の役員を選任することができる（法第43条第2項） ※ 補欠の理事を選任する場合、以下を参照 2 前項で定めた理事の員数を欠くことに備え、補欠の理事○名を置く。 ◆ 監事は2名以上（法44条第3項） ◆ 監事は、役員数を欠くときに備えて補欠の役員を選任することができる（法第43条第2項） ※ 補欠の監事を選任する場合、以下を参照 2 前項で定めた監事の員数を欠くことに備え、補欠の監事○名を置く。 ◆ 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある ※ 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を使用する場合は、以下のように、定款上で明確にする。 2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。 ☆ 理事長以外にも法人の業務を執行する「業務執行理事」を理事会で選定することができるが、業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務執行（契約の締結等、その行為が法人の行為と認められるような行為）の権限はない ☆ 職務代理者は置くことができないため、副理事長などの役職を置くこともできるが、その者が職務代理者となるわけではない。なお、副理事長などの役職を置く場合も定款で定めることが望ましい（Q&A問39-5） - 同様に、名誉理事長などを定款で定めることもできる 【支援ツール：役員・評議員の選任等にかかる解説 参照】 ※ 業務執行理事を選任する場合はβ ◆ 租特法第40条適用に必須 - 現行（～H27年度）の租特法第40条適用条件と同様 - 例えば理事6名の法人で、理事の6親等の親族1名、B法人の理事2名を選任すると

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。 （理事の職務及び権限） 第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行（し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行）する。 3 理事長（及び業務執行理事）は、≪α3箇月に1回以上 β毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上≫、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （監事の職務及び権限） 第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 （会計監査人の職務及び権限） 第二一条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。 （1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面 （2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの	した場合、社会福祉法上は問題ないが、租特法第 40 条の適用は受けられない（租特法の場合、親族＝6 親等以内、特殊の関係がある者＝ある他法人の役職員 2 名以上、となり、それらの者の“合計数”が理事総数 3 分の 1 を超えてはならないため） ◆ 理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第 2 号及び第 3 号）する役割を担う ◆ 理事長は、理事会の決定に基づき（法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第 45 条の 16 第 2 項第 1 号） ・ 具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第 45 条の 13 第 4 項に掲げる事項以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行する ・ 対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第 45 条の 17 第 1 項） ◆ 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項） ☆ 「毎会計年度に」 4 箇月を超える間隔なので、「3 月と 6 月」のように年度をまたいでいれば、4 箇月を超えない間隔での開催は可能 ☆ この報告は現実開催された理事会において行われなければならない、報告を省略することはできない（法第 45 条の 14 第 9 項） ◆ 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する（法第 45 条の 18 第 1 項） ・ 理事や法人の職員に対して事業の報告を求めたり、自らが法人の業務や財産の状況を調査できるほか、以下の権限が付与されている ① 理事への報告義務 ② 理事会への出席義務 ③ 評議員会への報告義務 ④ 理事の行為の差止め ⑤ 理事に不正行為（のおそれ）があった場合や不当な事実があるときは、理事会の招集をすることができる

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
(役員及び会計監査人の任期) 第二二条 理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 ≪α 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 4 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 β 2 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する 3 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 ≫ (役員及び会計監査人の解任) 第二三条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。 (１) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (２) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。 (１) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (２) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 (３) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。 (役員及び会計監査人の報酬等) 第二四条 理事及び監事に対して、≪α評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を β理事及び監事１人あたり月額〇円を≫報酬等として支給することができる。 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事	◆ 理事の任期は定款によって短縮することもできる（法第45条） ☆ αの方が、理事全員の任期が同一になるため、事務処理上の負担が少ない ◆ 法第45条の３～５による 【支援ツール：社会福祉法人役員、評議員の報酬等に関する基準策定にむけて 参照】 ◆ 租特法第40条適用に必須 ◆ 法人の支給基準を定める必要がある ☆ αのように、支給の基準を別に定めた方が、変更があった際の事務処理上の負担が少ない ◆ 費用弁償（交通費、宿泊費、日当（旅費に相当するもの）等）については報酬等に含まれない。ただし、お車代など名目に係わらず実質相当額を超える場合は、実質的に報酬に該当するものであり、役員報酬に含まれる（Q&A 問45）

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
会において定める。 ※ 理事、監事、会計監査人の責任の免除規定について定める場合は以下を参照 (責任の免除) 第〇条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。	☆ 損害賠償責任の（全面）免除には、総評議員（評議員の現在員数）の同意が必要（法第45条の20第4項） ◆ 理事、監事の責任の一部免除について、定款に定めれば、理事会の決議により一部免除が可能 ☆ 法定事項のため、定款に定めない場合は、監事の同意を得たうえで、評議員会の決議が必要（法第45条の20第4項） ◆ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により（一部）免除することができる額は、以下のとおり 理事、監事が社会福祉法人の業務執行の対価として受け取る財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数乗じた額を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる ①理事長 6 ②業務執行理事 4 ③理事、監事、会計監査人 2 ・ よって、報酬の支払いがない役員については、上記の規定により免除の手続きを行えば、損害賠償責任は免除される ※ 評議員については、業務執行を担わないことから、賠償責任を負うケースは非常に少ないことから、責任の（一部）免除の規定はない ※ 外部理事、監事の責任限定契約について定める場合は、以下を参照 (責任限定契約) 第〇条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。 ☆ 責任限定契約を定める場合、あらかじめ監事の同意を得ること ◆ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額は、以下のとおり 非業務執行理事等がその在職中に社会福祉法人から職務執行の対価として受け、又は受け取るべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数乗じた額 ①外部理事、監事 2 ◆ 「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めることなどが考えられる

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
(職員) 第二五条 この法人に、職員を置く。 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。	◆ 理事会にて重要な役割を担う職員の選任及び解任する(法第45条の13第4項第3号) ☆ 理事会が任免できる範囲、または理事長が任免できる範囲について各法人で定める(定款細則や理事会運営規則など、別で定めてもよい)
	※ 運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。 第〇章 運営協議会 (運営協議会の設置) 第〇条 この法人に、運営協議会を置く。 (運営協議会の委員の定数) 第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。 (運営協議会の委員の選任) 第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。 (1) 地域の代表者 (2) 利用者又は利用者の家族の代表者 (3) その他理事長が適当と認める者 (運営協議会の委員の定数の変更) 第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。 (意見の聴取) 第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。 (その他) 第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。
<u>第五章 理事会</u> (構成) 第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。 (権限) 第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 (招集) <u>第二八条 理事会は、理事長が招集する。</u> <u>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理</u>	※ 重要な業務執行の決定を理事に委任することができない(法第45条の13第3項) ◆ 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
事を招集する。 (決議) 第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第三〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 ≪α出席した理事長及び監事は β出席した理事及び監事は≫、前項の議事録に≪α記名押印 β署名≫する。	する（法第 45 条の 14 第 1 項） - 理事長以外の理事を定めてもよい（定款 Q&A 問 10） ◆ 租特法第 40 条適用に必須 ◆ 定款で過半数を上回る規定とすることも可能（法第 45 条の 14 第 4 項） ◆ 定款にて記名押印しなければならない者を理事長に定めた場合には、理事長と監事の記名押印でよい。（法第 45 条の 14 第 6 項） ☆ 出席した理事長と出席した監事の記名押印は必須。更に議事録署名人を定めることも可能 - 欠席した監事の記名押印の必要はない ◆ 記名押印ではなく、署名とする規定も可能（法第 45 条の 14 第 6 項）
第六章 資産及び会計 (資産の区分) 第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園舎 一棟(平方メートル) (2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地(平方メートル) 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。	◆ 租特法第 40 条適用に必須 ◆ 法人の実態に基づいて定める ☆ 別紙に定めることも可能
※ 公益事業・収益事業を行う場合は、以下を参照 (資産の区分) 第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（※公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（※公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園舎 一棟(平方メートル) (2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地(平方メートル) 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（※公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。 4 公益事業用財産及び収益事業用財産（※公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業（※公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲	

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
げるため、必要な手続をとらなければならない。	
(基本財産の処分) 第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、<u>理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認</u>を得て、<u>〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。</u> 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)	◆ 租特法第 40 条適用には、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必須
(資産の管理) 第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。	◎ 現行通り
※ 基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第2項の次に次の1項を加える 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。	
(事業計画及び収支予算) 第三四条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<u>理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認</u>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所〈及び従たる事務所〉に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	◆ 租特法第 40 条適用には、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必須
(事業報告及び決算) 第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書） (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場	◆ 法第45条の30による

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間く、また、従たる事務所に3年間く備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所く及び従たる事務所くに備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿 (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 事業の概要等を記載した書類 (会計年度) 第三六条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。 (会計処理の基準) 第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。 (臨機の措置) 第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。 (保有する株式に係る議決権の行使) 第三九条 ≪α この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。 β この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。 ≫	◆ 法第45条の34による ◎ 現行通り ◆ 法第45条の23第2項による ◎ 現行通り ◆ 租特法第40条適用には、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必須 ◆ 租特法第40条適用に必須 ☆ 現在株式を保有していない法人においても定めておく とよい
※ 公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加える (種別) 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、≪例：利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなど≫を目的として、次の事業を行う。 (1) 〇〇の事業 (2) 〇〇の事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。	◆ 具体的な目的・事業の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念、実態に沿って記載する ◆ 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しない ◆ 租特法第40条適用には、重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必須
※ 収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加える 第〇章 収益を目的とする事業 (種別) 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。	◆ 事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載する

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項
(1) ○○業 (2) ○○業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。 （収益の処分） 第○条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。	◆ 租特法第 40 条適用には、重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必須
第七章 解散 （解散） 第四〇条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。 （残余財産の帰属） 第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。	◆ 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 6 条第 1 項各号（以下参照）に掲げる事業については、本条は必要ない 1 飲食店業 2 喫茶店業 3 理容業 4 美容業 5 クリーニング業 6 物品販売業 7 物品製造業（物品の加工修理業を含む。） 8 その他厚生労働大臣が定める事業
第八章 定款の変更 （定款の変更） 第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。	◆ 法第 46 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 6 号とは、 1 評議員会の決議 3 目的たる事業の成功の不能 4 合併 5 破産手続開始の決定 6 所轄庁の解散命令 ◆ 社会福祉法人に限定してよい（Q&A 問 47-4） ☆ 合併については、法律に詳細の記載があるため、定款上の記載は不要（記載してもよいが、かなりの長文となるため）
第九章 公告の方法その他 （公告の方法） 第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人▲▲▲▲の掲示場に掲示するとともに、官報、《例：新聞又は電子公告》に掲載して行う。	◆ 法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項は以下のとおり（法第 31 条第 1 項第 4、9、15 号） ① 事業所の所在地 ② 基本財産の増加 ③ 公告の方法 ◆ 自法人での公告の方法を定める必要がある。ただし、以下の場合は、「官報による公告」が必須 ・解散時の債権申出の催告（法 46 条の 30） ・破産手続の開始（法 46 条の 12） ・吸収合併があった場合の

全国社会福祉法人経営者協議会モデル定款Ⅱ	記載内容のポイント、検討すべき事項																																													
(施行細則) 第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。 <u>附 則</u> <u>この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。</u> <table><tr><td>理事長</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>理 事</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>監 事</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>評議員</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>〃</td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr></table> 2 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。	理事長	〇〇	〇〇	理 事	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	監 事	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	評議員	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	〃	〇〇	〇〇	吸収合併消滅社会福祉法人（法第 53 条） 吸収合併存続社会福祉法人（法第 54 条の 3） 新設合併消滅社会福祉法人（法第 54 条の 9） ◎ 現行通り。法人設立時の役員を記載 ◆ 平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要（備考） ☆ 法人設立時から評議員や会計監査人を設置している場合は、評議員や会計監査人についても記載すること ◆ 定款 Q&A 問 15 による
理事長	〇〇	〇〇																																												
理 事	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
監 事	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
評議員	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												
〃	〇〇	〇〇																																												